

## 業務委託資格要件一覧表

業務種別	事業許可・登録等	人的資格要件	備考
常駐警備	○県公安委員会の認定（警法第4条） 有効期間5年	○警備員指導教育責任者（警法第11条の3第2項）	○営業所の届出（警法第5条） ○営業所ごとに警備員指導教育責任者の配置（警法第11条の3）
機械警備	○県公安委員会の届出（警法第11条の4）	○機械警備業務管理資格者（警法第11条の6第2項）	○基地局ごとに機械警備業務管理資格者の配置（警法第11条の6）
一般廃棄物収集運搬処理	○市町村長の許可（廃法第7条） 有効期間1年		（ロードバッカー所有者）
浄化槽（清掃）維持管理	○市町村長の許可（浄法第35条） 有効期間1年 浄化槽保守点検のみの場合 ○県知事への登録（県条例第3条） 有効期間3年	○浄化槽管理士（浄法第2条） （浄法第45条第1項） （浄法附則第8条）	○浄化槽の汚泥収集運搬をあわせて行うためには廃法第7条の許可も必要
清掃	○県知事の事業登録（任意） （建衛法第12条の2） 有効期間6年	（清掃作業監督者） ○ビルクリーニング技能審査合格者であって、厚生労働大臣の指定する講習を修了した者。（注1） ○建築物環境衛生管理技術者免状を有し、厚生労働大臣の指定する講習を修了した者。（注1）	従事者は、研修を修了した者であること。
空気環境測定	○県知事の事業登録（任意） （建衛法第12条の2） 有効期間6年	（空気環境測定実施者） ○厚生労働大臣の指定する講習を修了した者。（注1） ○建築物環境衛生管理技術者免状を有する者。（ただし、再講習は必要）	
飲料水水質検査	○県知事の事業登録（任意） （建衛法第12条の2） 有効期間6年	（水質検査実施者） ○大学または旧専門学校において理科系の学科を修めて卒業したのち実務経験1年以上の者。（注2） ○衛生検査技師または臨床検査技師であって実務経験1年以上の者。 ○短大または高等専門学校において生物もしくは工業化学の学科を修めて卒業したのち実務経験2年以上の者。 ○上記と同等以上の知識、技能を有すると認められる者。（注3）	水質検査を適確に行うことのできる検査室を有すること。
飲料水貯水槽清掃	○県知事の事業登録（任意） （建衛法第12条の2） 有効期間6年	（貯水槽清掃作業監督者） ○厚生労働大臣の指定する講習を修了した者。（注2） ○建築物環境衛生管理技術者免状を有する者。（ただし、再講習は必要）	従事者は、研修を修了した者であること。
ねずみ・こん虫等防除	○県知事の事業登録（任意） （建衛法第12条の2） 有効期間6年	（防除作業監督者） ○厚生労働大臣の指定する講習を修了した者。（注1）	○毒物または劇物を取り扱う場合は、これを管理する者が毒物劇物取扱責任者の資格を有する者であること。 ○従事者は、研修を修了した者であること。 ○機械器具や薬剤等を適切に保管できる専用の保管庫を有すること。
環境衛生総合管理	○県知事の事業登録（任意） （建衛法第12条の2） 有効期間6年	（統括管理者） ○建築物環境衛生管理技術者免状を有する者であって、かつ厚生労働大臣の指定する講習を修了した者。（注1） （空調給排水管理監督者） ○ビル設備管理技能審査合格者であって、厚生労働大臣の指定する講習を修了した者。（注1） ○建築物環境衛生管理技術者免状を有し、厚生労働大臣の指定する講習を修了した者。（注1） （清掃作業監督者および空気環境測定実施者） ○清掃および空気環境測定と同じ。	○従事者は、研修を修了した者であること。
（特別管理）産業廃棄物収集運搬処理	○県知事の許可 （廃法第14条） （廃法第14条の4） 有効期間5年		

（注1）6年ごとの再講習含む。

（注2）水質検査またはその他の理化学的もしくは細菌学的検査の実務に従事した経験に限る。（以下、この欄において同じ）

（注3）大学もしくは短期大学と同程度とされる学校で所要の学科を修め卒業した後、所要の経験を有する者または技術士。（水道部門もしくは衛生工学部門に限る。）

凡例	（警法）警備業法	（県条例）青森県浄化槽保守点検業者登録条例
	（廃法）廃棄物の処分及び清掃に関する法律	（建衛法）建築物における衛生的環境の確保に関する法律
	（浄法）浄化槽法	

業務種別	人的資格要件																																																										
熱管理	<p>○ボイラー技士（ボイラー及び圧力容器安全規則第23条）  伝熱面積別取扱作業主任者の選任（ボイラー及び圧力容器安全規則第24条第1項第1号～第3号）  （特級 全て、一級 500㎡未満、二級 25㎡未満）  ※就業制限：労働安全衛生法第61条、同施行令第20条  ※ボイラーの整備：ボイラー及び圧力容器安全規則第35条</p>																																																										
消防用設備保守点検	<p>○消防設備士（消防法第17条の6）  甲種：消防設備等の工事または整備をすることができる。 乙種：消防設備等の整備をすることができる。（消防法施行規則第33条の3）</p> <table border="1" data-bbox="436 546 1780 1169"> <thead> <tr> <th>甲種</th> <th>乙種</th> <th>指定区分</th> <th>消防用設備等の種類（一部抜粋）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>—</td> <td>特 類</td> <td>特殊消防用設備</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>第一類</td> <td>屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備など</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>第二類</td> <td>泡消火設備</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>第三類</td> <td>不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備など</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>第四類</td> <td>自動火災報知設備など</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>第五類</td> <td>金属製避難はしごなど</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>第六類</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>第七類</td> <td>漏電火災警報器</td> </tr> </tbody> </table> <p>消防設備士にあつては、規則第33条の3各項の規定に基づき工事または整備を行うことができる消防用設備等の種類のほか、次の表の上欄に掲げる消防設備士の種類および指定区分に応じ、同表下欄に掲げる消防用設備等の点検をすることができる。</p> <table border="1" data-bbox="436 1258 1780 2000"> <thead> <tr> <th>指定区分</th> <th>消防用設備等の種類（一部抜粋）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一類の甲種・乙種 第二類の甲種・乙種</td> <td>動力消防ポンプ設備、消防用水、連結散水設備、連結送水管など</td> </tr> <tr> <td>第四類の甲種・乙種 第七類</td> <td>非常警報器具、非常警報設備、排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備など</td> </tr> <tr> <td>第四類の甲種・乙種または第七類のうち電気工事士または電気主任技術者免状の交付を受けている者</td> <td>誘導灯及び誘導標識</td> </tr> <tr> <td>第五類の甲種・乙種</td> <td>金属製避難はしご、救助袋及び緩降機以外の避難器具</td> </tr> <tr> <td>第六類</td> <td>簡易消火用具</td> </tr> <tr> <td>第一類の甲種・乙種 第二類の甲種・乙種 第三類の甲種・乙種</td> <td>パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>○消防設備点検資格者  消防設備点検資格者にあつては、次の表の上欄に掲げる消防設備点検資格者の種類に応じ、同表下欄に掲げる消防用設備等または特殊消防用設備等の点検をすることができる。</p> <table border="1" data-bbox="436 2136 1780 2510"> <thead> <tr> <th>指定区分</th> <th>消防用設備等の種類（一部抜粋）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特 種</td> <td>特殊消防用設備等</td> </tr> <tr> <td>第一類</td> <td>消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水、連結散水設備及び連結送水管</td> </tr> <tr> <td>第二類</td> <td>自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具、非常警報設備、避難器具、誘導灯、誘導標識、排煙設備、非常コンセント設備及び無線通信補助設備</td> </tr> </tbody> </table>	甲種	乙種	指定区分	消防用設備等の種類（一部抜粋）	○	—	特 類	特殊消防用設備	○	○	第一類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備など	○	○	第二類	泡消火設備	○	○	第三類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備など	○	○	第四類	自動火災報知設備など	○	○	第五類	金属製避難はしごなど		○	第六類	消火器		○	第七類	漏電火災警報器	指定区分	消防用設備等の種類（一部抜粋）	第一類の甲種・乙種 第二類の甲種・乙種	動力消防ポンプ設備、消防用水、連結散水設備、連結送水管など	第四類の甲種・乙種 第七類	非常警報器具、非常警報設備、排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備など	第四類の甲種・乙種または第七類のうち電気工事士または電気主任技術者免状の交付を受けている者	誘導灯及び誘導標識	第五類の甲種・乙種	金属製避難はしご、救助袋及び緩降機以外の避難器具	第六類	簡易消火用具	第一類の甲種・乙種 第二類の甲種・乙種 第三類の甲種・乙種	パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備	指定区分	消防用設備等の種類（一部抜粋）	特 種	特殊消防用設備等	第一類	消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水、連結散水設備及び連結送水管	第二類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具、非常警報設備、避難器具、誘導灯、誘導標識、排煙設備、非常コンセント設備及び無線通信補助設備
甲種	乙種	指定区分	消防用設備等の種類（一部抜粋）																																																								
○	—	特 類	特殊消防用設備																																																								
○	○	第一類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備など																																																								
○	○	第二類	泡消火設備																																																								
○	○	第三類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備など																																																								
○	○	第四類	自動火災報知設備など																																																								
○	○	第五類	金属製避難はしごなど																																																								
	○	第六類	消火器																																																								
	○	第七類	漏電火災警報器																																																								
指定区分	消防用設備等の種類（一部抜粋）																																																										
第一類の甲種・乙種 第二類の甲種・乙種	動力消防ポンプ設備、消防用水、連結散水設備、連結送水管など																																																										
第四類の甲種・乙種 第七類	非常警報器具、非常警報設備、排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備など																																																										
第四類の甲種・乙種または第七類のうち電気工事士または電気主任技術者免状の交付を受けている者	誘導灯及び誘導標識																																																										
第五類の甲種・乙種	金属製避難はしご、救助袋及び緩降機以外の避難器具																																																										
第六類	簡易消火用具																																																										
第一類の甲種・乙種 第二類の甲種・乙種 第三類の甲種・乙種	パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備																																																										
指定区分	消防用設備等の種類（一部抜粋）																																																										
特 種	特殊消防用設備等																																																										
第一類	消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水、連結散水設備及び連結送水管																																																										
第二類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具、非常警報設備、避難器具、誘導灯、誘導標識、排煙設備、非常コンセント設備及び無線通信補助設備																																																										